

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	企業関係法コース

学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)				コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)																	
<p>法学・政治学の学問体系的な理解を深め、法学・政治学の基本的な科目の知識を修得していること、卒業後の進路に応じて必要な知識を修得していること、問題と向き合い、自ら主体的に課題を解決する力を身につけていること、以上の法学類の人材養成目標と各コースのディプロマ・ポリシーに掲げた人材養成目標に到達した際に、学士(法学)の学位を授与する。</p>				<p>学類のディプロマ・ポリシーに掲げた知識・能力の他に、企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業で働く者にとって必要な知識や能力を身につけた者に学士(法学)の学位を授与する。これらの知識・能力を身につけるためには、以下の学習成果を上げることが求められる。</p>																	
<p>学類のOP(カリキュラム編成方針)、コースのOP(カリキュラム編成方針)</p>				<p>企業関係法コースの学習成果(◎学習成果を上げるために履修することが求められる科目、○学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△学習成果を上げるために履修することが求められる科目)</p>																	
<p>【学類のCP】 (1)体系的カリキュラム：法学・政治学の学問体系的な理解を促す。 (2)段階的カリキュラム：入学初年次は基礎的な科目を、学年の進捗に従って応用的・発展的な科目を提供する。 (3)進路に応じたカリキュラム：1、2年次生はなおおよそ同じ基本的科目を学ばせ、3、4年次生は将来の進路に即した科目を学ばせる。 【コースのCP】 1、2年次の基本的科目で得た知識を基礎として、企業の従業員にとって必要な専門知識(主に民法関連の科目)や能力をさらに修得させる。</p>				<p>法学・政治学全体の見取図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目) 社会の公的枠組みを形成している法と対象とする学問分野の法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目) 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(私法)を得る。(企業関係法コースコア科目I) 企業活動に必要な専門知識や能力(国内の法的問題)に関する発展的・先端的分野を得る。(企業関係法コースコア科目II) 企業活動に必要な専門知識や能力(国際的な法的問題)に関する発展的・先端的分野を得る。(企業関係法コースコア科目III) 法学・政治学の発展的・応用的分野を学ぶ。(選択科目) 外国語の能力を高める。(外国語系科目) 議論を通して、法学・政治学の個々の分野に対する理解を深める。(演習科目) 法律学・政治学の現在の学問水準を知るなど、それぞれの学問分野の最先端の知識を得て、さらに自ら考えるきっかけを作る。(特講)</p>																	
コース(専攻)のカリキュラム																					
科目番号	授業科目	学習目標	学年	前期	後期																
12001	法学概論	法学類・法学部が提供する講義の広がりや理解できる。法律学に関する基本的な用語法を理解できる。	1	*		◎															
12003	政治学I	政治学理論、民主的政治、国際政治、政策過程について、基礎的な概念や知識を身につけ、大卒の社会人にならなければならない社会常識が習得できるようになること。	1	*		◎															
12006	社会法入門	社会法(労働法と社会保障法)とよばれる法分野の基本的な考え方や体系を理解する。そして、労働法と社会保障法に關する身近な出来事の中から法的問題を見つけて出して分析する能力を修得する。	1	*		◎															
12007	民事裁判入門	実体法の学習を通じて形成された法学に対するイメージを転換し、法学の各分野相互の関連性を理解することができる。民事司法制度に関する知識を習得し、それが抱える現代の問題を考える視点を養うことができる。	1	*		◎															
12009	刑事裁判入門	現行の刑事手続及び平成21年5月21日に施行された裁判員制度の基礎知識と基本理念を修得し、社会秩序の維持と人権保障を全うする刑事手続を実現するためには、全国民が日常の刑事手続の運用に関心を持つ必要があることを認識すること。	1	*		◎															
10001~10010	学域共通科目	(各年度・各科目のシラバス参照)	1	*																	
32001	法理学	法理学の課題や基本的概念を説明できるようになる。	2	*		◎															
32003	憲法第一部	1. 近代立憲主義とその変容(現代立憲主義)に関して歴史的な理解を深めること。 2. 近代人権思想の形成に関する古典への理解を深めること。 3. 日本国憲法の下で形成されてきた人権規定に関する解釈学説及び判例の動向をふまえて、自らの解釈を確立すること。	1	*		◎															
32005	憲法第二部	日本国憲法および憲法附随法の諸規定、主要な最高裁判例、各論点で構成する主要判例(かむとこ)を理解する。	2	*		◎															
32007	行政法第一部	多種多様な行政法規の規範構造(行政活動にかかわる法的仕組み)を、「行政法総論」の学習を通じて理解・把握する能力を養う。	2	*		◎															
32009	刑法第一部	1. 犯罪成立要件の基本内容を理解する。 2. 犯罪成立要件全体を体系的に理解する。	2	*		◎															
32011	刑法第二部	刑法典上の諸犯罪類型の個別的成立要件を理解するとともに、それを通じて犯罪論体系の理解・修得をより確実なものとする。	2	*		◎															
32013	国際法第一部	国際法の基礎知識を習得し、その知識を基礎として国際問題に国際法を適用し結論を導く法的思考を身につける。	2	*		◎															
32015	公共政策論	1. 公共政策に関する学問の概要を理解できる。 2. 公共政策の実施主体の事情を理解できる。 3. 公私関係の変化を理解できる。	2	*		◎															
32017	政治思想史	「自由とは何か」「平等とは何か」「公正な社会とは」といった一見抽象的な問いに対して、学問的に裏付けられた「答え」がわかるように、政治哲学的な発想法、関連文献の読み方などを身につけることを目指す。	2	*		◎															
32019	行政学A	公務員試験でも問われるような基本項目について、基本的知識を持つこと。各項目の基本的論点を理解し、自分の意見を明確にすること。	2	*		◎															
32051	家族法	基本的論点を理解し、自分の意見を明確にすること。	1	*								◎									
32053	民法第一部	民法総論に関わる基本概念や諸制度を理解する。	2	*								◎									
32055	民法第二部	物権(担保物権を含む)に関わる基本概念や諸制度を理解する。物権(担保物権を含む)に関わる重要な判例、学説を理解する。	2	*								◎									
32057	商法総論・商法行為	取引人間の取引と異なり、迅速・合理性が求められる商取引に資するための商法上の各種のルールを理解できる。この科目を理解することにより、会社法や手形法・小切手法といった他の商法系科目の理解の礎となる。	2	*								◎									
32059	会社法第一部	会社法の制度の全体像を把握すること。新聞等の情報が、法的にどのような問題となるか関連付けられること。	2	*								◎									
32435	民法第三部	債権総論に関わる基本概念や諸制度を理解する。債権総論に関わる重要な判例、学説を理解する。	3	*									◎								
32437	民法第四部	民法第三部(債権総論)で学習したことを基礎に、契約法や不法行為法等に関する基本概念や諸制度を理解する。契約法や不法行為法(債権各論)に関する重要な判例、学説について理解する。	3	*									◎								
32439	会社法第二部	生じた問題が会社法上どのように位置づけられるかを理解したうえで、問題解決に際して要請される考慮要素を明らかにするとともに、論理的な検証の結果、解決策を提示することができること。	3	*									◎								
32441	手形法・小切手法	手形法・小切手法を理解することにより、理論的整合性を追求できるようになること。民法に立ち戻りつつ、手形法・小切手法を考慮することができるようになること。	3	*									◎								
32443	民事訴訟法	参加者は、民事訴訟の様々な手続制度や民事訴訟法上の法概念について、判例実務や学説の学習を通じて修得し、民事訴訟法についての基礎を固めることができる。参加者は、民事法の世界が科目ごとの縦割りで分断されているのではなく、相互に密接に関連していることを体得することができる。	3	*									◎								
32445	民事執行・保全法	1. 民事執行手続および民事保全手続の概要を理解することができる。 2. 民事執行保全法の解釈論の基本を理解することができる。 3. これらを通じて、民事執行保全法上の具体的な基本問題を解決することができるようにする。	3	*										◎							
32447	側産法	側産法上の基本的概念、あるいは原理・原則を正確に理解し、側産知理手続の構造あるいは手続の流れの中に正確に位置づけられるようになる。	3	*									◎								
32449	経済法	他の法律科目との関係も意識しながら、経済活動に対する法的規律を考察することで「社会を見る目」を培い、多角的かつ多面的な視点から物事を見ることができるようになること。	3	*										◎							
32451	知的財産法	基本的知識については授業時間外に各自が予習により習得しなければなりません。授業時間は、予習してきた知識の定着と応用に使います。予習してこなかった方は、授業に出る意味が全くありませんので、毎回授業の予定範囲を教科書等で予め学習しておくよう注意してください。そのため、受講者一人一人に自主的に授業に関わり学習することが求められます。具体的には、民法(財産法)を始める私法一般の原則をすでに習得していることを前提として、知的財産法がそれらと共通する点、異なる点を理解(場合によっては自ら発見することも求められます)することになります。1.民法、民事訴訟法等をまだ勉強していない方は、本授業と並行して勉強することを強く求めます。また、すでに勉強している方は、知的財産法との比較を通して、より一層理解が深まるものと考えています。	3	*										◎							
32417	税務法	所得税・法人税の課税ルールを素材として、そのようなルールのあり方が税負担や行動選択などの面で納税者にとってどのような影響を与えるのかを説明できるようになる。課税ルールの根拠について理解を深め、課税に関する政策を論ずるための基礎的な能力を身につける。	3	*										◎							

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	企業関係法コース

学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)				コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)							
法学・政治学の学問体系の骨格を理解していること、法学・政治学の基本的な科目の知識を修得していること、卒業後の進路に応じて必要な知識を修得していること、自分の志望を軸として進路を選択していること、以上の法学類の人材養成目標と各コースのディプロマ・ポリシーに掲げた人材養成目標に到達した者に、学士(法学)の学位を授与する。				学類のディプロマ・ポリシーに掲げた知識・能力の他に、企業活動を規律する様々な法制度に関する知識など、企業で働く者にとって必要な知識や能力を身につけた者に学士(法学)の学位を授与する。これらの知識・能力を身につけるためには、以下の学習成果を上げることが求められる。							
学類のOP(カリキュラム構成方針)、コースのOP(カリキュラム構成方針) 【学類のCP】 (1)体系的カリキュラム: 法学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促す。 (2)階層的カリキュラム: 入学初年次は基礎的な科目を、学年の進行に従って応用的・発展的な科目を提供する。 (3)進路に応じたカリキュラム: 1, 2年次生はおおむね同様の科目を学ばせ、3, 4年次生は将来の進路に即した科目を学ばせる。 【コースのCP】 1, 2年次の基本的科目で得た知識を基礎として、企業の従業員にとって必要な専門知識(主に民事法関連の科目)や能力をさらに修得させる。				企業関係法コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)							
コース(専攻)のカリキュラム				法学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相互関係を理解する。(企業関係法基礎科目) 社会の公的枠組みを形成している法を対象とする専門分野間の相互関係を理解する。(企業関係法基礎科目) 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする専門分野間の相互関係を理解する。(企業関係法基礎科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(私法分野)を得る。(企業関係法基礎科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(国内の法的問題に関する発展的・先端的分野)を得る。(企業関係法基礎科目) 企業活動に必要な専門知識や能力(国際的な法的問題に関する発展的・先端的分野)を得る。(企業関係法基礎科目) 法学・政治学の発展的・応用的分野を学ぶ。(選択科目) 議論を通して、法学・政治学の個々の分野に対する理解を深める。(演習科目)							
科目番号	授業科目	学習目標	学年	前期	後期						
32469	政治社会学	現実の政治的認識が、いかに形成されているかをメディアの歴史と基本的論点から理解し、自分の政治的認識を客観的に考えることができる。	3	*							○
32471	行政学B	行政、地方自治の理論と実態を学び、行政についての理解を深めることで、自ら行政や地方自治について深く考えることができるようになる。	3		*						○
32473	国際コミュニケーション論	履修した学生は、日常的に履修するテレビ・ニュースや新聞から、自分なりの解釈を導出し、自分の考えを客観的に検証できるようにする。そして、その検証方法を学ばせ、幅広い研究分野、分析手法の存在を知り、いくつかの手法を運用できるようにする。	3		*						○
32477	プロジェクト科目	(各年度のシラバス参照)	2	*	*						○
32479	インターンシップ	志望理由書の提出に際し、就職先としてどこを、またなぜ希望するのか、真摯に自分を見つめなおし、かつ就業体験を通じ、自らの適性と学習が不十分であった点を理解・改善すること。また、インターンシップ報告会を通じ、自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法を習得すること。	3	*							○
32113	哲学概論A	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3		*						
32115	哲学概論B	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32117	社会学	社会学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32101	社会福祉論I	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3	*							△
32103	社会福祉論II	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3		*						△
32105	国際関係論	グローバル化が進んで国境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内においても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだが、したがってある程度過去に遡って調べなくてはならない。現代の国際・外国人の行動を理解できない、世界現代史の学習が必要ゆえに、とはいえず、より細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3	*							△
32107	国際政治史	日本外交史を学ぶことを通じて、近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。	3	*							△
32109	政治外交史	幕末維新期・明治時代・大正時代・昭和戦前期の日本の内政の展開過程をたどりながら、近代日本の国家と社会の特質について理解すること。	3	*							△
32110	比較政治学	英語のリーディングやリスニングを向上させる。政治学の専門用語を紹介する。比較的観点から民主主義を理解する。	3		*						△
32201	外国語演習	外国語文献をより正確に読めるようになる。	1	*	*						○
32241	外国文献研究	外国語文献をより正確に読めるようになる。	3	*	*						○
32221	海外英語研修	学生は、タフツ大学夏期英語研修を通じ、英語運用能力を向上させ、異文化に属する人々とのコミュニケーション技法を学んでおくことができる。また、これにより、自分自身の視野を広げて将来につなげておくことが期待される。	2		*						○
32231	外国語表現法	漢然としたイメージしか持っていないであろう英語の論理構造・展開、あるいは有効な書き方・話し方を確認し、実際に表現してみようというトレーニングを通じて、学生は、より適切な英語表現とは何か、自身には何が必要かを把握するとともに、コミュニケーション能力を高めることができる。	3	*	*						○
32241	基礎演習	課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようにする。	1	*	*						○
32251	演習	課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようにする。	3	*	*						○
32281	卒業論文	自分が関心をもつ問題について主体的に研究し、その成果を文章にまとめることができるようになる。	4	*	*						○
32301	法理学特講	法理学の最先端の知識を得て、さらに法理学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32303	法制史特講	法制史学の最先端の知識を得て、さらに法制史の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32305	外国法特講	外国法(アメリカ法)学の最先端の知識を得て、さらに外国法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32307	公法特講	公法学の最先端の知識を得て、さらに公法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32309	刑事法特講	刑事法学の最先端の知識を得て、さらに刑事法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32311	国際法特講	国際法学の最先端の知識を得て、さらに国際法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32313	社会学特講	社会学の最先端の知識を得て、さらに社会学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32315	民法特講	民法学の最先端の知識を得て、さらに民法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32317	商法特講	商法学の最先端の知識を得て、さらに商法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32319	民事訴訟法特講	民事訴訟法学の最先端の知識を得て、さらに民事訴訟法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32321	経済法特講	経済法学の最先端の知識を得て、さらに経済法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32323	国際法特講	国際法務の最先端の知識を得て、さらに国際法務の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32325	政治学特講	政治学の最先端の知識を得て、さらに政治学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○
32327	行政法特講	行政法学の最先端の知識を得て、さらに行政法の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*						○

学年別の1は1年次より、2は2年次より、3は3年次より、4は4年次に(早期卒業申請者は3年次より)履修できる科目である。外国語演習と基礎演習は1年次後期より履修できる。特講は開講されることがある。開講学期は変更されることがある。一部の科目は隔年開講である。◎は必修または選択必修科目、○は選択科目、△は準専任教員が担当する選択科目である。各科目の単位数は2, 4または6単位である。「哲学概論A」「哲学概論B」および「社会学」は、2012年度以降の1年生で、教職免許取得希望者のみが履修できる科目である。